

広島県告示第五百二十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意があつたものと認めた。

平成二十四年六月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

倉橋島船びき網加入区（倉橋島区域）	区 域
瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業のうち、二そういわし船びき網漁業	区 分